

2020年6月5日

展示ホール・会議室ご利用者様 各位

京阪建物株式会社
展示ホール・会議室担当

OMM会議室の換気設備について

日頃からOMMをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて昨今の新型コロナウイルス感染症の流行を受け、会場のご利用を検討頂いているお客様より、当社の換気設備についてご質問をいただく機会が増えております。

当社会議室の換気設備については、建築基準法施行令第20条の2第2号に基づく必要換気量を確保しております。

下記の算出根拠となる計算式および、具体的な内容をご参照ください。

必要換気量〔m³/h〕	=	$\frac{20 \text{〔m}^3\text{/h} \cdot \text{人〕} \times \text{居室の床面積〔m}^2\text{〕}}{\text{1人当りの占有面積〔m}^2\text{/人〕}}$
-------------------------------	---	---

【適用法令】 建築基準法施行令第20条の2第2号

会議室	必要換気量〔m ³ /h〕	OMM換気量〔m ³ /h〕	床面積〔m ² 〕
201	※758	1,600	131
202	※458	1,000	101
203	※458	800	101
204	※458	500	101
205	※458	800	105
206	710	500	71
207	400	500	40
グラン101	2,870	25,000	287
グラン102			

1人当りの占有面積を2㎡として計算

※室内の窓（開口1,970mm×1,400mm）を2箇所半開した場合